

令和7年度熊本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度熊本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	370,000戸
(2) 年 間 総 給 水 量	68,966,000m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	188,948m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設更新費	4,410,345千円
第6次拡張事業費	1,895,042千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		14,096,598千円
第1項 営業収益		13,124,651千円
第2項 営業外収益		969,196千円
第3項 特別利益		2,751千円
	支	出
第1款 水道事業費用		12,175,022千円
第1項 営業費用		11,473,741千円
第2項 営業外費用		684,181千円
第3項 特別損失		12,100千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,661,059千円は、減債積立金 48,950千円、過年度分損益勘定留保資金 3,986,461千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 625,648千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	5,316,632千円
第1項 企業債	4,500,000千円
第2項 補助金	38,781千円
第3項 負担金	97,851千円
第4項 加入金	480,000千円
第5項 投資有価証券収入	200,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	9,977,691千円
第1項 建設改良費	7,837,952千円
第2項 企業債償還金	2,129,739千円
第3項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
上下水道総合管理システム端末・ハンディターミナル・スイッチ等移行業務委託	令和7年度～令和8年度	16,163千円
上下水道総合管理システム関連の機器更新に伴うサーバ移行業務委託	令和7年度～令和8年度	68,750千円
検針・収納整理・転居等清算・窓口収納・電話等受付等業務委託	令和7年度～令和10年度	2,959,774千円
熊本市水道料金等のコンビニエンスストア等収納業務委託	令和8年度～令和11年度	258,066千円
水道施設更新事業 (令和7年度建設改良費)	令和8年度	915,619千円

事 項	期 間	限度額
第6次拡張事業 (令和7年度建設改良費)	令和8年度	252,560千円
施設改良事業 (令和7年度建設改良費)	令和8年度	374,006千円
水道施設更新事業 (令和7・8年度建設改良費)	令和7年度～令和8年度	111,000千円
熊本市上下水道総合管理システム端末・プリンタ等機器借上料	令和7年度～令和13年度	113,259千円
熊本市上下水道総合管理システムサーバ等機器借上料	令和7年度～令和13年度	152,575千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設更新、第6次拡張及び施設改良事業	4,500,000千円	証書借入 又は 証券発行	年5%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金等については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上償還することがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 1,986,867千円 |
| (2) 交際費 | 100千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は69,883千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 1 1 条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

熊 本 市 長 大 西 一 史